

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年12月26日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、金融事務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年9月1日、出勤時に段差がある道を歩行中、腰と左太もも内側に激痛が走った（以下「平成29年9月負傷」という。）として、同日、C医療機関に受診し、「腰痛、左下肢痛」と診断され、また同日、同病院の紹介でD医療機関に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。その後、同月8日、出勤時歩行中に同様の部位に激痛が走ったとして、E医療機関に救急搬送され入院し、本件傷病と診断され、さらにF医療機関を経て、G医療機関に入院、手術を経て、平成30年2月19日、治癒した。
なお、請求人は、平成28年9月12日、会社の階段から転落して負傷し（以下「前負傷」という。）、同月14日C医療機関に受診し、「頭部打撲」（以下「旧傷病」という。）と診断され、業務上災害と認定されている。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は通勤に起因するものであるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 前負傷と本件傷病との因果関係

まず、請求人は、前負傷があり、続いて平成29年9月負傷をしたことによって、本件傷病を発症した旨の主張をしているが、H医師は、平成30年5月23日付けの意見書において、「傷病部位は頭部打撲、初診時の病訴は、頭部を打撲、次いで肩、腰、腕を打撲」としており、本件傷病については確定診断していない旨述べている。したがって、請求人は、平成28年9月負傷により本件傷病に罹患していたとは認められない。

(2) 平成29年9月負傷について

次に、平成29年9月負傷の業務起因性について、以下検討する。

H医師は、上記意見書において、「受診時の病訴は、同年8月末からの左足関節痛があり、その後、左腰、左膝痛も出現。検査の内容については、レントゲン撮影」と記載しており、治療内容について記載が認められない。

また、J医師は、平成30年11月16日付けの意見書において、要旨「請求人の初診時の端緒等については、平成29年8月27日頃より痛みが出現したが、原因について請求人は『ない』と述べている。症状は、左臀部痛、左下肢痛、検査内容については、当院ではX線撮影はしていないが、持参X線では異常なし。治療は内服薬を処方するが、再診がないため症状の経過は不明。」と述べている。

上記のH医師及びJ医師の各意見書を踏まえると、請求人の主張する平成29年9月負傷より前の同年8月末頃に既に左臀部等に痛みが出現していたこと

がうかがわれる。また、両医師の各意見書からは、本件傷病に係る治療を行ったことを推認させる記載も認められず、これらの事実を踏まえると、請求人の主張する平成29年9月負傷の災害発生状況等に疑義があると判断せざるを得ない。

また、平成29年9月負傷は、請求人によると出勤時に段差がある道を歩行中、腰と左太もも内側に激痛が走ったとするものであるが、同年8月末頃に左臀部等に既に痛みが生じていたものであったことに鑑みれば、その時点において本件傷病を発症していたと考えられ、仮に歩行中に段差がある道を歩いたという日常生活上よくある動作によって本件傷病が増悪したとしても、当該出来事は機会原因にすぎないと判断される。

したがって、平成29年9月負傷について業務起因性を認めることはできない。

(3) なお、請求人のその他の主張について子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月8日